

○新型コロナウイルス感染症対策区民協働事業（地域力応援基金助成金）交付要綱

令和2年9月30日

2地地発第11978号

（目的）

第1条 この要綱は、大田区積立基金条例（昭和39年条例第8号）に基づく地域力応援基金を活用し、新型コロナウイルス禍の中で区民生活の支援やまちづくりなど地域貢献する区民活動団体の事業に対して助成金を交付することにより、大田区区民協働推進条例（平成17年条例第10号。以下「条例」という。）に定める区民活動を支援することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

2 前項に定める用語のほか、この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 地縁活動 条例第2条第2号で定義する区民活動のうち、町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて行う活動であって、住民の利益その他地域の利益のためのものをいう。

（2） テーマ型活動 条例第2条第2号で定義する区民活動であり、特定の地域課題の解決や前進に向け、一定の分野に特化して行う活動をいう。

（対象団体）

第3条 申請が可能な団体は、条例第2条第4号に規定する区民活動団体で、令和2年4月1日現在において規約・定款等を定め活動を行っている団体とする。

（対象事業）

第4条 助成金の対象となる事業は、区民を対象とし、公益性が認められ、社会貢献につながり、広く地域に開かれた非営利事業で、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている区民生活の向上に寄与すると認められる次の各号のいずれかに該当する事業とする。

（1） 感染拡大抑止につながる意識向上を図る啓発活動

（2） 区民生活を支援する活動

（対象期間）

第5条 助成金の対象となる事業は、令和2年5月8日から翌年の3月31日までの間で開始し、終了するものとする。

（助成金額）

第6条 助成金額は次に定めるものとし、予算の定めるところにより交付するものとする。

（1） 地域とともに活動する地縁活動の助成金額は、1事業当たり上限を10万円とする。

（2） 特定の課題に取り組むテーマ型活動の助成金額は、1事業当たり上限を5万円とする。

（対象経費）

第7条 助成金の対象となる経費は、第4条で規定した活動に係る事業に必要な経費のうち、新型コロナウイルス感染拡大防止の啓発活動又は感染対策に要す次の各号に掲げるもので区長が必要と認める経費とする。

（1） 謝礼

（2） 消耗品費

（3） 印刷製本費

（4） 使用料

（申請）

第8条 区民活動団体は、助成金を申請しようとするときは、申請時において事業が終了し対象経費が確定している場合（以下「事業終了団体」という。）は、交付申請書兼事業報告書（別記第1号様式）を、申請時に事業が未了である場合（以下「事業未了申請団体」という。）は、交付申請書兼事

業計画書（別記第2号様式）を、別に定める日まで区長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当したときは、申請をすることはできないものとする。

- (1) 他の助成制度から申請事業と同一の事業又は同一の事業と判断できる事業で助成を受けるとき、及び受けることを決定しているとき。
- (2) この要綱に基づき、同一団体が同一期間中に複数の事業について申請しようとしているとき。
- (3) 次の各要綱に規定する事由により交付決定の取消しを受けたことがあるとき又は受けた団体と同一の団体であるとみなされるとき。

ア 地域力応援基金助成金(スタートアップ助成)交付要綱（平成18年3月23日18区交発第417号）第19条第1項第1号、第2号及び第6号

イ 地域力応援基金助成金(ステップアップ助成)交付要綱（平成31年3月15日30地地発第13528号）第19条第1項第1号、第2号及び第6号

ウ 地域力応援基金助成金(チャレンジ助成・チャレンジプラス助成)交付要綱（平成31年3月15日30地地発第13552号）第20条第1項第1号、第2号及び第6号

（交付決定）

第9条 区長は、第8条の規定による申請があったときは、内容を審査の上、適当と認めるときは、助成金の交付先及び交付金額を決定するものとする。

2 区長は、助成金の交付を決定したときは、事業終了団体であれば交付決定及び金額確定通知書（別記第3号様式）、事業未了申請団体であれば交付決定通知書（別記第4号様式）により、助成金を交付しないことを決定したときは不交付決定通知書（別記第5号様式）により、助成金の交付を申請した区民活動団体に通知するものとする。

3 区長は、第1項において適正な交付を行うため必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正又は条件を付して助成金の交付の決定をすることができる。

4 前項の規定により助成金の交付の申請に係る事項につき修正又は条件を付してその交付の決定をするに当たっては、その申請に係る当該助成事業の遂行を不当に困難とさせないようにしなければならない。

（申請の撤回）

第10条 区長は、前条第2項の規定により通知する場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後指定する期日までに申請の撤回をすることができる旨を申請者に通知しなければならない。

（事業報告）

第11条 第9条第2項の規定により助成金の交付の決定を受けたもの（以下「助成団体」という。）のうち、事業未了申請団体においては助成金の対象事業が完了したときは速やかに事業報告書（別記第6号様式。以下「報告書」という。）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、助成金の対象事業の円滑かつ適正な遂行を図るため必要と認めるときは、助成金の対象事業終了前に助成金の対象事業の報告を求め、又は調査することができるものとする。

3 事業未了申請団体は、前項の規定により報告を求められたときは書面により報告するものとする。

（是正のための措置）

第12条 区長は、前条第2項の規定による報告又は調査の結果、適正に遂行されていない又は第9条第3項の規定により付した条件に適合しないと認めるときは、事業未了申請団体に対して是正の措置を講じることを命ずるものとする。

2 区長は、助成団体が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該助成事業の遂行の一時停止を命ずるものとする。

3 区長は、前項の規定により助成事業の遂行の一時停止を命ずる場合において、事業未了申請団体が当該助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、第18条第1項第6号の規定により当該助成金の交付の決定の全部又は一部を

取り消す旨を明らかにしなければならない。

(助成金額の確定)

第13条 区長は、第11条第1項の規定により提出された報告書を審査し、助成金の交付決定の内容に適合すると認めるときは第9条の規定により決定された交付決定額の範囲内で交付すべき助成金額を確定し、金額確定通知書(別記第7号様式)により事業未了申請団体に通知するものとする。

2 区長は、助成金額の確定に際し、必要に応じて事業未了申請団体に対し助成金の対象事業に係る帳簿等の閲覧又は写しの提出を求めることができる。

(支払)

第14条 区長は、交付決定及び金額確定通知書又は金額確定通知書に基づき助成団体から提出された助成金請求書(別記第8号様式)により助成金を支払うものとする。

2 助成金の支払は、口座振替とする。

(変更及び中止)

第15条 事業未了申請団体は、助成金の対象事業を遂行するに当たり、次の各号のいずれかに該当したときはあらかじめ区長の承認を受けるものとする。ただし、第1号及び第2号の変更が軽微であるときはこの限りでない。

(1) 助成金の対象事業に要する経費の支出対象を変更しようとするとき。

(2) 助成金の対象事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 助成金の対象事業を中止しようとするとき。

(事故報告等)

第16条 区長は、助成団体が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに助成団体をしてその理由その他必要な事項を書面により報告させなければならない。

2 区長は、前項の報告を受けたときは、その理由を調査し、速やかに助成団体にその処理について適切な指示をしなければならない。

(公表)

第17条 区長は、助成団体の交付申請書及び報告書等について公開できるものとする。

(交付決定の取消し)

第18条 区長は、助成団体が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定の一部又は全部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を当該助成事業以外の用途に使用したとき。

(3) 助成金の交付決定の内容と当該助成事業の実施結果が著しく異なるとき。

(4) 第8条ただし書の規定により申請できないことが発覚したとき。

(5) 助成金の対象事業を中止しようとするとき。

(6) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

(7) その他区長が必要と認めたとき。

2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、速やかにその内容を助成団体に対して交付決定取消通知書(別記第9号様式。以下「取消通知書」という。)により通知する。

3 第1項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(事情変更による決定の取り消し等)

第19条 区長は、助成金の交付の決定をした場合において、次に掲げる事情が生じたときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限

りでない。

(1) 天災地変その他助成金の交付の決定後生じた事情により助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

(2) 助成団体が助成事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないとき（助成団体の責に帰すべき事情による場合を除く。）。

(3) 助成団体が助成事業に要する経費（助成金によって賄われる部分を除く。）を負担することができないとき（助成団体の責に帰すべき事情による場合を除く。）。

2 区長は、前項の規定による助成金の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に係る助成金を交付することができる。

(1) 助成事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 助成事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

3 前項の助成金の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第1項の規定による取消しに係る助成事業についての助成金に準ずるものとする。

4 第9条第2項の規定は、第1項の規定により措置した場合について準用する。

（助成金の返還）

第20条 区長は、第18条第3項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときにおいて、当該助成事業の取消し部分について既に助成金が支払われているときは、第18条第2項に規定する取消通知書により期限を定め、その返還を助成団体に命ずるものとする。

（違約加算金及び延滞金）

第21条 前条の規定により返還の請求を受けた助成団体は、助成金の交付を受けた日から返還の日までの日数に応じ、当該助成金額（その一部を納付したときにおけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年率10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。ただし、第18条第1項第5号の規定に該当した場合で、区長がやむなく履行できなかったと認めたときはこの限りでない。

2 助成団体に対し、助成金の返還を命じた場合において、助成団体がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第22条 前条第1項の規定により加算金の納付を命じた場合において、助成団体の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第23条 第21条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（他の助成金等の一時停止等）

第24条 区長は、助成団体に対し助成金の返還を命じ、助成団体が当該助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して交付すべき助成金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該助成金と未納付額とを相殺するものとする。

（委任）

第25条 この要綱に定めるもののほか、新型コロナウイルス感染症対策区民協働事業（地域力応援基金助成金）の交付に必要な事項は、地域力推進部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、全ての助成団体への助成金の支払いの完了をもって、その効力を失う。ただし、助成金の交付を受けている助成団体については、第18条及び第20条から第24条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

第1号様式（第8条関係）	※交付申請書兼事業報告書
第2号様式（第8条関係）	※交付申請書兼事業計画書
第3号様式（第9条関係）	※交付決定及び金額確定通知書
第4号様式（第9条関係）	※交付決定通知書
第5号様式（第9条関係）	※不交付決定通知書
第6号様式（第11条関係）	※事業報告書
第7号様式（第13条関係）	※金額確定通知書
第8号様式（第14条関係）	※助成金請求書
第9号様式（第18条関係）	※交付決定取消通知書